

再評価結果（平成16年度事業継続箇所）

担当課：都市・地域整備局街路課
担当課長名：斉藤 親

事業名	新井宿駅前通り線	事業区分	街路	事業主体	川口市
起終点	起点：川口市大字西新井宿字南原 111-1 終点：川口市大字赤山字源長寺上知 1207-1			延長	0.543km
事業概要					
都市計画道路新井宿駅前通り線は、埼玉高速鉄道線新井宿駅へのアクセス道路として、新井宿駅を中心に国道122号線から県道足立川口線までを連絡する延長542.5m、幅員21.5mの2車線の補助幹線道路である。					
H7年度事業化		H6年度都市計画決定		H7年度用地着手	
				H19年度工事着手(予定)	
全体事業費	約43.6億円	事業進捗率	75.2%	供用済延長	約0.420km
計画交通量	9,000台/日				
費用対効果 分析結果	B/C (事業全体)	総費用 (残事業)/(事業全体) / 億円		総便益 (残事業)/(事業全体) / 億円	
	(残事業)	事業費： / 億円 維持管理費： / 億円		走行時間短縮便益： / 億円 走行費用減少便益： / 億円 交通事故減少便益： / 億円	
基準年 平成17年					
感度分析の結果					
事業の効果等					
本路線の整備により、新井宿駅への安全で快適なアクセスが可能になり駅利用者の利便性が向上される。					
関係する地方公共団体等の意見					
該当なし					
事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等					
財政状況の悪化により、円滑な事業費確保が困難になった。					
事業の進捗状況、残事業の内容等					
埼玉高速鉄道新井宿駅の開業に伴い、同駅への動線確保のために、約420mの区間で暫定供用を開始している。残事業は、一部区間の歩道整備である。					
事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見通し等					
現在まで、難航地権者に対し事業への理解を求める説明に時間を要した。残る権利者は、従前より行政に対する不信から事業協力を拒み続けた経緯があるが、今後、事業協力の獲得に向け折衝を行うこととする。					
施設の構造や工法の変更等					
構造形式の変更はなし。					
対応方針	早期の事業完了を目指して、引き続き事業を継続していくこととする。				
対応方針決定の理由	事業の継続に対して、川口市公共事業評価監視委員会の同意を得たことによる。				
事業概要図					

